

仕様書

- 1 件名 庁用自動車の賃貸借
- 2 対象車両台数 新車リース車両1台
- 3 配置場所 佐賀県地域交流部さが創生推進課が指定する場所（佐賀県鹿島市内）
- 4 賃貸借期間 令和6年3月1日～令和12年3月31日（73ヵ月）
- 5 リース車両の規格及び付属品等 別紙1「車両仕様」のとおり
- 6 リースの方法 車両を8に掲げるメンテナンス付きでリースする方式
- 7 月間予定走行距離 約400km
- 8 メンテナンス内容

原則としてメンテナンス時には、受注者が車両をその保管場所で引き取り、「物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規定（昭和41年佐賀県告示第129号）」第1条の規定に基づく入札参加資格を有する者のうち受注者が指定する整備工場において以下のとおり実施するものとする。

（1）スケジュール点検

スケジュール点検とは、受注者が定めるメンテナンス整備基準に定める点検をいう。スケジュール点検は、6ヵ月ごとに実施するものとする。

なお、実際の月間走行距離が仕様書に定める月間予想走行距離を著しく超過した場合は、この点検とは別に、県の費用負担により同様の点検をすることを受注者に対して要請することができるものとする。

- | | | |
|--------|------------------------------|-----------------|
| エンジン | ・ファンベルトのたわみ量 | ・エンジンオイルの量 |
| | ・冷却水の量 | ・エンジンオイルのよごれ |
| | ・ファンベルトの損傷 | ・エンジンのかかり具合、異音 |
| | ・低速及び加速の状態 | ・バッテリーの液量 |
| | ・バッテリーの比重 | |
| ステアリング | ・パワーステアリングベルトの緩み | |
| ブレーキ | ・パーキングブレーキの引きしろ（踏みしろ） | |
| | ・ブレーキオイルの量 | ・ブレーキのきき具合 |
| | ・ブレーキペダルの遊び | ・ブレーキペダルの踏み残りしろ |
| | ・ブレーキホース、パイプのオイル漏れ、損傷、取り付け状態 | |
| タイヤ | ・タイヤの空気圧 | ・タイヤの溝の深さ |
| | ・タイヤのき裂、損傷 | ・タイヤの異常な摩耗 |
| その他 | ・計器類の作用 | ・ワイパーの作用 |
| | ・灯火装置の作用 | ・ウォーニングランプの作用 |
| | ・ウインドウォッシャーの作用 | ・ウインドウォッシャーの液量 |
| | ・シートベルトの損傷、作用 | ・エアコンディショナーの作用 |
| | ・下回り各部の損傷、漏れ | ・変速機の作動状況確認 |
| | ・スペアタイヤジャッキ又は応急用パンク修理キットの状態 | |
| | ・洗車 | |

- (2) 法定点検（スケジュール点検項目含む）
- (3) 継続車検整備（スケジュール点検項目含む）
- (4) エンジンオイル及びオイルフィルターの交換（メーカーの点検基準による）
- (5) タイヤの交換（必要に応じて）
- (6) パンクの修理、バースト交換（縁石等の接触によるもの除く）
- (7) バッテリー交換
- (8) 各種消耗品の交換及び補充
- (9) その他安全走行に必要な点検・修理（新車点検含む）

9 メンテナンスに含まないもの

- (1) 日常点検
- (2) 燃料代、駐車料金、高速道路料金
- (3) 県が装備した架装、装備の修理・取替え費用
- (4) 経年劣化等による自動車本体及び付属品の腐食、老化、退色の修理、復元等
- (5) 県の責にきずべきトラブル（キーロック、ガス欠など）の処理費用

10 リース料に含まれるもの

- (1) 車両の変更登録費用（車両移動に伴う住所変更等）
- (2) 自動車税・軽自動車税
- (3) 自動車重量税
- (4) 自動車損害賠償責任保険料
- (5) 自動車取得税
- (6) 自動車リサイクル料金
- (7) 8に定めるメンテナンスに要する費用
- (8) 登録に関する費用
- (9) 法定点検及び定期点検
- (10) その他
 - ・訪問サービス
 - ・カーナビゲーションシステム
 - ・衝突被害軽減ブレーキシステム
 - ・バックモニター

11 リース料の支払い

完了払い（履行後毎月払）

12 事故処理

事故により、リース車両が損傷したときは、速やかに受注者に報告するとともに、県において車両を修理するものとする。

13 その他

- (1) 受注者は、点検整備等の記録ができるものを当該車両内に保管すること。
- (2) 受注者は、車両内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれらの連絡先を表示すること。
- (3) 受注者は、契約締結後、当該年度の点検、整備計画書を作成し、速やかに提出すること。また、各年度末にその年度中の点検・整備状況の一覧をさが創生推進課に提出すること。
- (4) 受注者は、点検、整備を行う場合は、可能な限り使用に支障がないようさが創生推進課の管理担当者と調整すること。
- (5) 受注者は、点検、整備終了後は、結果報告書を速やかに提出すること。
- (6) 受注者は、リース期間満了後は、速やかに車両を引き取ること。
- (7) 受注者は、自動車製造メーカーの責めに帰すべきかし等（リコール等）による不具合が発生した場合は、該当車両が安全に運行できる状態となるよう誠実に対応すること。
- (8) 任意自動車保険は、県の責任において別途加入する。
- (9) 入札希望者は、上記8「メンテナンス内容」に示したメンテナンスを行うすべての工場名・要員数、連絡体制等を明示した「メンテナンス体制表」を提出すること。
- (10) 受注者は、落札後直ちに納品車両の仕様が確認できるカタログ等及び型式・リース料単価等を記した一覧表を提出すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、県と受注者の双方で協議のうえ決定するものとする。